

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉についての意見書

本年３月１５日、安倍内閣総理大臣は環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加を表明した。交渉参加に際し、政府は「守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めて、日本の国益を最大限実現する」として、７月のマレーシア会合から交渉に参加し、８月のブルネイ会合から本格的に交渉の席に着いた。しかしながら、それぞれの会合における各国の主張や提案、関連文書等は交渉参加国間で交わされた守秘義務合意によって極めて厳重な情報管理がなされ、国民は我が国が「国益を最大限実現」するためにどのような主張を行ったか、その反映の余地がどこまで残されているのかについて把握することができない。

ＴＰＰ協定への参加は、アジア太平洋地域の成長を取り込むことによる経済の活性化や国際競争力の強化への寄与が期待される一方で、人やサービスの自由化やＩＳＤ条項によって、食料安全保障の確保や国民皆保険制度の維持、食の安全・安心、雇用環境の悪化等といった国民生活への影響を懸念する声が聞かれる。

特に、本県の基幹産業である農林水産業については、年産出額が１，２５４億円減少するという試算結果や、県内の農家を対象としたアンケートにおいて約２割の農家が経営規模の縮小や営農の断念といった営農意欲の低下を示すなど、その影響の大きさは計り知れない。また、農林水産業は食品加工や生産資材・機械の製造や販売、運輸、観光など広範な産業と結びついており、農林水産業が衰退するようなことがあれば、本県の経済や雇用に大きな混乱をもたらすことが予測される。

よって、国においては、ＴＰＰ交渉に当たって、下記の事項について誠実に対応するように強く要望する。

記

- 交渉に当たっては、産業の競争力強化・経済活性化、国民生活の向上が推進されるよう尽力するとともに、特に影響が甚大な農産品等については、関税撤廃の例外措置を確保するよう全力を尽くすこと。
- 交渉の状況等については、可能な限り国民に対し十分な情報提供を行い、国民の不安の払拭に努めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年９月２７日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文正殿
参議院議長	山崎明昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
外務大臣	岸田文雄殿
農林水産大臣	林芳正殿
経済産業大臣	菅茂敏殿
内閣官房長官	菅義偉殿